

羽生交通安全だより

令和5年4月号

羽生警察署
交通課

令和5年4月1日から自転車利用者のすべてに
乗車用ヘルメットの着用努力義務化が施行！

道路交通法第63条の11第1項～第3項

- 1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

自転車死亡者の約7割
が頭部に致命傷を負っ
ています！

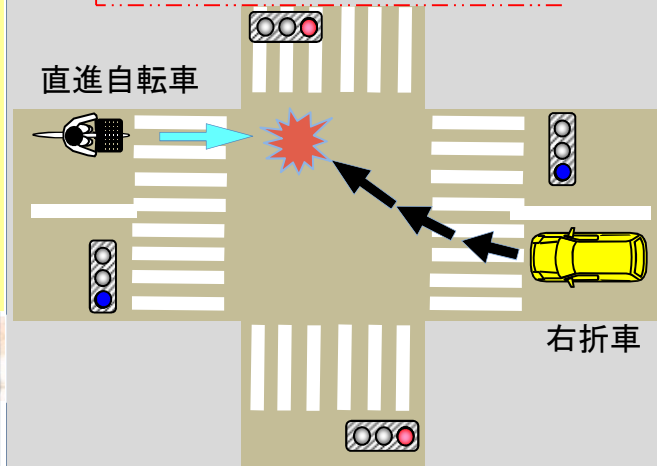


羽生市内で車と自転車の人身交通事故が多発！

今年の3月に入ってから、羽生市内の信号機付
交差点において、右折する車とその対向から来た
自転車と衝突するという形態の人身交通事故が多
発しています。

このような交差点事故を防止するためには、交差
点を右左折する際、対向から自転車や歩行者が来
るかも知れないという危険を予測した運転を行うこ
とが大切です。

車と自転車の事故事例



新入学(園)児の交通事故防止

令和5年3月1日(水)▶4月15日(土)

新入学(園)児の事故の特徴

- ① 飛び出しが一番多い。
- ② 1年生から3年生の事故が多い。
- ③ 下校途中や放課後に発生している。



保護者の皆様にも家庭内における新入学(園)児への
反復した交通安全指導をお願いします。

羽生警察署管内において 交通死亡事故ゼロ日を継続中

羽生警察署管内では、令和3年7月31日以降
交通死亡事故の発生はありません。

これからも尊い羽生市民の命を守るため、ドライ
バーの皆さんの安全運転をよろしくお願いします。

羽生署管内の交通事故発生状況

令和5年1月1日～3月15日までの間 ※ 数値は暫定値です

	人身事故			物件 事故
	件数	死者数	傷者数	
本年	23	0	23	265
前年	26	0	26	271
増減	-3	0	-3	-6
増減率	-8.8%	0%	-8.8%	-9.7%

「KEEP38プロジェクト」推進中!!

道交法38条「歩行者優先義務」を守り模範運転を心掛けよう

